公設民営化条例 可決

氷見市民病院

市議会 存続請願は不採択

氷見市民病院の指定管理者制度による公設民営化に向けた市病院事業設置条例改正案が十九日、市議会本会議で賛成十三、反対四の賛成多数で可決された。市民病院の公設民営化に関し、市の医療を考える会から出された市民病院の再生と存続を求める請願は不採択となった。【高岡・射水・氷見版に議会本記】

市民病院の公設民営化を可能にする市病院事業設置条例改正案については、最大会派の政友会の久保健三氏が「地域医療の維持と職員の雇用確保には公設民営化しかない」と賛成討論、社民党議員でつくる市政クラブの酒井康也氏と一人会派の新政会の澤田勇氏は「公設民営化が最適か疑問であり、市民合意のないまま議決すべきでない」と反対討論を行った。

採決の結果、政友会（十人）と政信会（三人）が賛成、市政クラブ（三人）と新政会（一人）が反対し、賛成多数で可決された。

市民病院の再生と存続を求める請願については、谷口貞夫氏（市政クラブ）が賛成討論、嶋田茂氏（政友会）が反対討論を行い、賛成四、反対十三の賛成少数で不採択となった。

氷見市病院事業設置条例改正案を賛成多数で可決した市議会＝氷見市議会議場

指定管理者 きょうから募集

氷見市は十九日、市議会本会議で市病院事業設置条例改正案が可決されたことを受け、指定管理者の募集要項を発表した。二十日から募集し、十月四日に締め切る。その後に設置する指定管理者選定委員会でヒアリングなどを行い、十月中にも選定、市議会の議決を経て決定する。市は来年四月からの公設民営化を目指している。

募集条件では、医療について▽診療科は現在の二十科目の維持に努める▽救急医療体制の確保▽へき地巡回診療の継続▽医師不足解消と医療サービス向上を目指し、県や地元大学、協力病院との連携に努める―などを挙げた。指定期間は来年四月から二十年以上。

市民病院の運営経費は指定管理者が行う業務収入で充て、市は損失補てんをしない。ただし、救急、小児、へき地、結核病床など政策医療の経費は、予算の範囲内で交付金を交付するとした。

病棟などの老朽化に伴う新病院建設については、公設民営化移行後二年の平成二十二年四月開院に向け、全面的に協力することを掲げた。

指定管理者の応募資格は公的医療機関や、私立学校法に規定する学校法人のうち医学部を置く大学を設置している法人、病院を開設している社会福祉法人などとしている。